

令和 7 年度静岡茶海外戦略展開支援事業公募要領

令和 7 年 10 月 29 日
静岡県お茶振興課

1 目的
海外需要に応じて、静岡茶の輸出を促進する取組の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とします。

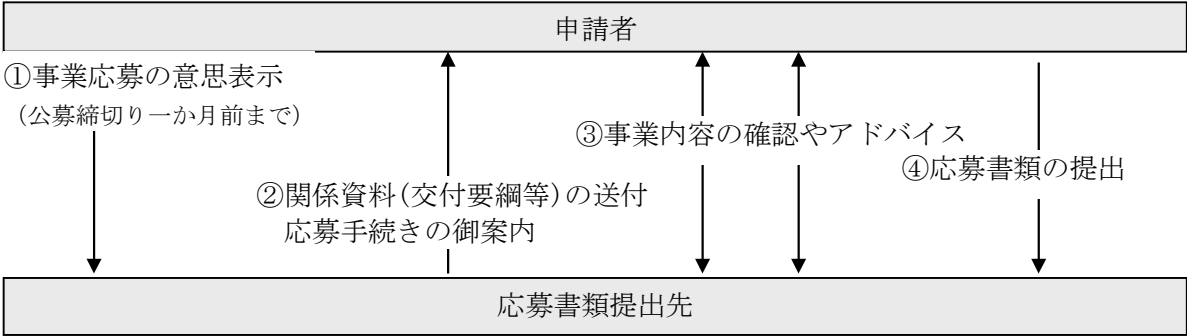
2 補助の対象
(1) 輸出拡大生産体制強化支援事業
輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要の高い有機茶やてん茶等の生産に適する品種への改植や、被覆栽培への転換に取り組む事業

3 事業実施主体、補助率（額）及び補助額の上限

区 分		事業実施主体	補助額	補助額の上限
2 の（１）の事業	改植	輸出生産拠点の茶工場経営者又は茶生産者等	15.2 万円/10a 以内	15.2 万円/10a
	植栽初期管理		14.1 万円/10a 以内	14.1 万円/10a
	被覆栽培への転換		10 万円/10a 以内	10 万円/10a

4 事業実施期間
交付決定日から令和 8 年 3 月末まで
※交付決定前着手については、静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 9 の規定に定めるとおり

5 応募の流れ
①本事業への応募を検討している方は、公募締切り一週間前までに、最寄りの農林事務所まで御連絡願います。
②連絡を確認後、交付要綱等関係資料の送付及び応募手続きを御案内します。
③事業計画の作成に当たっては、県の担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスをを行います。
④応募書類は、事業実施主体の最寄り農林事務所に提出してください。
※応募書類の提出に当たっては、③の過程を経る必要がありますので、必ず事前に御連絡をお願いします。



6 応募書類の提出先

区 分	提出先
2 の（１）の事業	最寄りの農林事務所

農林事務所	提出先		
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	fuji-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	AF0-chubu-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	AF0-shidahai-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	nourin-chuen-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 天竜農林局 地域振興課	〒430-0929 浜松市中区中央 1 丁 目 12-1	seinou-ten-chiiki @pref.shizuoka.lg.jp	電話：053-458-7209

7 公募期間等

(1) 公募期間

区 分	公募期間	
	開始	締切
2 の (1) の事業	令和 7 年 10 月 31 日 (金)	令和 7 年 11 月 21 日 (金) 17 時必着

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

8 交付対象事業の選定

- (1) 静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 5 の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査において交付対象事業の選定を行います。
- (2) 予算の範囲内での採択となるため、交付対象事業として選定されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。

9 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 事業内容や成果について、発行物への記事掲載等に協力を要請する場合があること。

10 注意事項

- (1) 本事業への応募にあたっては、静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を熟読願います。
- (2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行が確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類等が無ければ補助対象経費として認められません。

11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

電話：054-221-3297

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp